

2025年度 家庭的保育者研修

乳児保育(3歳未満)の原理
保育の内容と方法、研修と評価
保育の現状と課題



東京立正短期大学
現代コミュニケーション学科
幼児教育専攻・専攻科
非常勤講師 村山久美

乳児保育(3歳未満)の原理 保育の内容と方法、研修と評価 保育の現状と課題

(90分)

- 乳児保育(3歳未満の原理)
 - (1)乳児保育観の変遷と保育の動向
 - (2)乳児保育の原理
 - (3)子ども・子育て支援制度と地域型保育給付
- 保育の内容と方法、研修と評価
 - (1)家庭的保育者による保育の内容と方法
 - (2)家庭的保育者の研修と評価
- 保育の現状と課題
 - (1)保育の現状と課題
 - (2)家庭的保育者による保育の現状と課題

乳児保育(3歳未満の原理)

(1)乳児保育観の変遷と保育の動向

第二次世界大戦後、1947(昭和22)年に制定された児童福祉法には、すべての子どもが「心身ともに健やかに育成され」「生活を保障され、愛護されなければならない」という理念が掲げられている。

ここにおいて、保育所は「乳児又は幼児を保育することを目的とする」施設である、とされた。

しかし、乳児(0歳児)は家庭で育てられるべきという社会通念が強く、保育所における乳児保育はなかなか浸透しなかった。

女性の就労が増え、乳児保育へのニーズが高まる中で認可外施設やベビーホテル等の保育環境が問題視され、国が乳児保育の整備に取りかかることになった。

1998(平成10)年、国において乳児保育の一般化が図られた。



乳児保育(3歳未満の原理)

(2)乳児保育の原理

「乳児」とは”赤ちゃん”のことを学問や法律の世界で少しかしこまっ
ていう言葉である。

児童福祉法に基づいて保育所で行われる赤ちゃんの保育も「乳児保
育」と呼ばれる。

乳児とは児童福祉法においては「満一歳に満たないもの」と定義され
ていて、法制度の中では乳児＝0歳児という使われ方がされている。
しかし、さまざまな発達論の中で「乳児期」という場合は、出生から2
歳までを指す。

乳児保育という場合は、広く3歳未満児、3歳未満児保育を示すもの
とする。



乳児保育(3歳未満の原理)

(2)乳児保育の原理

保育所保育指針(平成29年告示)では「乳児」と「1歳以上3歳未満児」の保育に関する記述が充実した。

0、1、2歳児の保育の充実、質の向上が改定の重要なテーマであった。

1、2歳児の保育の増加が目立っていることから、どのような保育をするかということをしっかり指針に位置付けた。



乳児保育(3歳未満の原理)

(3)子ども・子育て支援制度と地域型保育給付

2010年(平成22)年4月、国は地域社会全体を視野に入れながら、子どもや子育てを支援するための新しい支えあいのしくみを構築した。それが「子ども・子育て新システム」である。

国会での審議を経て、新システム実現のための法律「子ども・子育て支援法」が2012(平成24)年8月に制定された。



子ども・子育て新システムの基本的方向

【目的】子ども・子育て新システムでは以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な生育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と子育ての両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

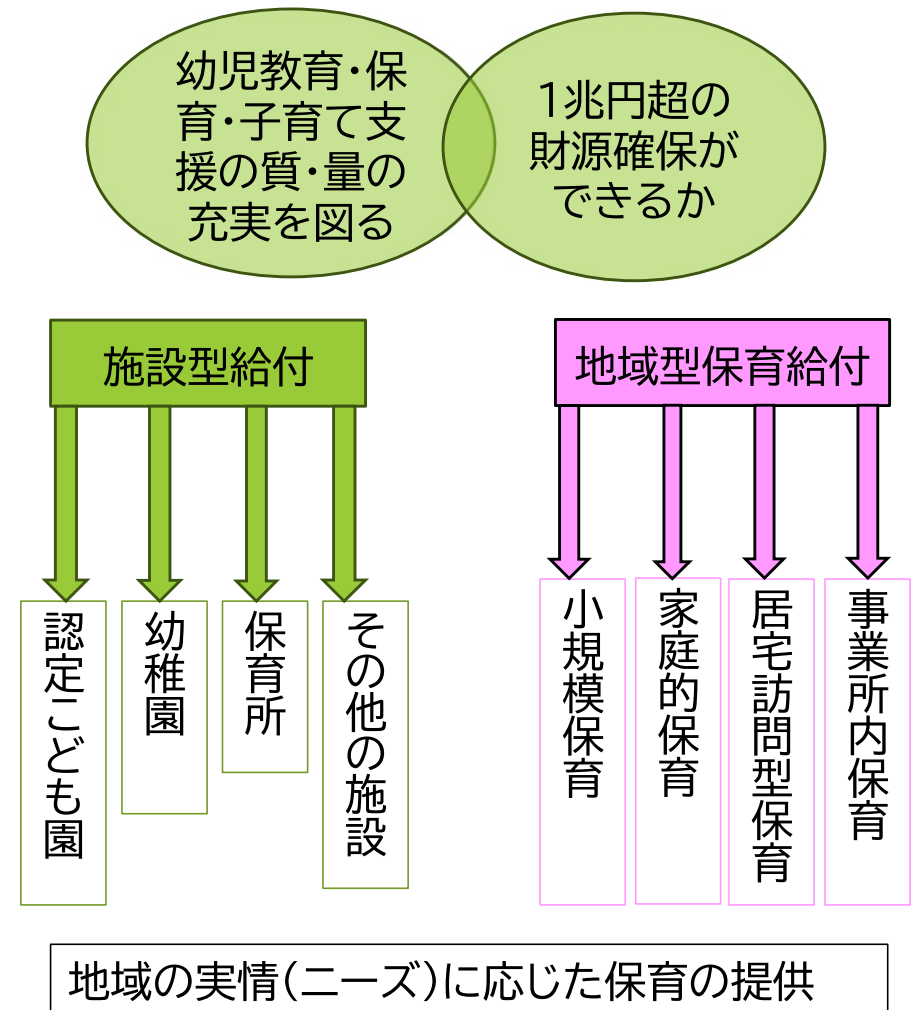
【新システムとは】以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市長村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一元化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

乳児保育(3歳未満の原理)

(3)子ども・子育て支援制度と地域型保育給付

2015(平成27)年4月から施行されている子ども・子育て支援新制度では、保育所、幼稚園、認定こども園に対する共通の給付の他に、地域に密着した小規模な保育に対する給付が創設され、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が給付の対象となり、地域型保育事業として位置づけられている。



『新訂見る・考える・創りだす 乳児保育』P.11を基に作成

子ども・子育て支援新制度の概要



子ども・子育て支援新制度の主なポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
- ②認定こども園制度の改善
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
- ④基礎自治体が実施主体
- ⑤社会全体による費用負担
- ⑥政府の推進体制
- ⑦子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て新制度の主なポイント(1)

1. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設

地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。

2. 認定こども園制度の改善

幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけます。

3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけではなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施しています。

子ども・子育て新制度の主なポイント(2)

4. 基礎自治体(市町村)が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施します。
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えます。

5. 社会全体による費用負担

消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提としています。

6. 政府の推進体制

制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)しました。

7. 子ども・子育て会議の設置

- ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置しました。
- ・市町村の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置義務とします。

保育の内容と方法、研修と評価

(1) 家庭的保育者による保育の内容と方法

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令61号)には、居宅での保育における「保育の内容」と「保護者との連絡」について下記のように示されている。

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

保育所保育指針

第1章 総則 1 保育所保育に関する基本事項 (2)保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大変を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行われなければならない。

(ア) 十分に用語の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ)健康、安全などの生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ)人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ)生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(オ)生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

(カ)様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

1. 家庭的保育における保育内容

『保育所保育指針』改定と3歳未満児の保育内容

『保育所保育指針』は平成29年告示により改定され、平成30年度より施行されている。ポイントの一つは、乳児・幼児前期の子どもの保育では何が大切なのかを示していることである。学習する認知能力の土台となる興味、関心、探求心、意欲などいわゆる非認知能力は就学前の乳幼児期にこそ培われることが注目されている。

『保育所保育指針』は、この学びの芽生えが乳幼児期の遊びや生活を通して始まっているという認識のもとに作成されている。

3歳未満児の保育内容を考えるうえで、留意したいことは探索活動である。探索活動は非認知能力の獲得に重要な活動である。子どもが能動的、主体的に自分の身体を使って遊びながら、周囲の環境とのかかわりを通して、感じたり、考えたり、工夫したりすることを保障する。この探索活動がその後の非認知能力獲得の土台となる。

乳児期には身近な他者との愛着関係、信頼関係の形成が重要である。

乳児保育(3歳未満の原理)

保育所保育指針 第2章 保育の内容

1 乳児保育に関わるねらい及び内容

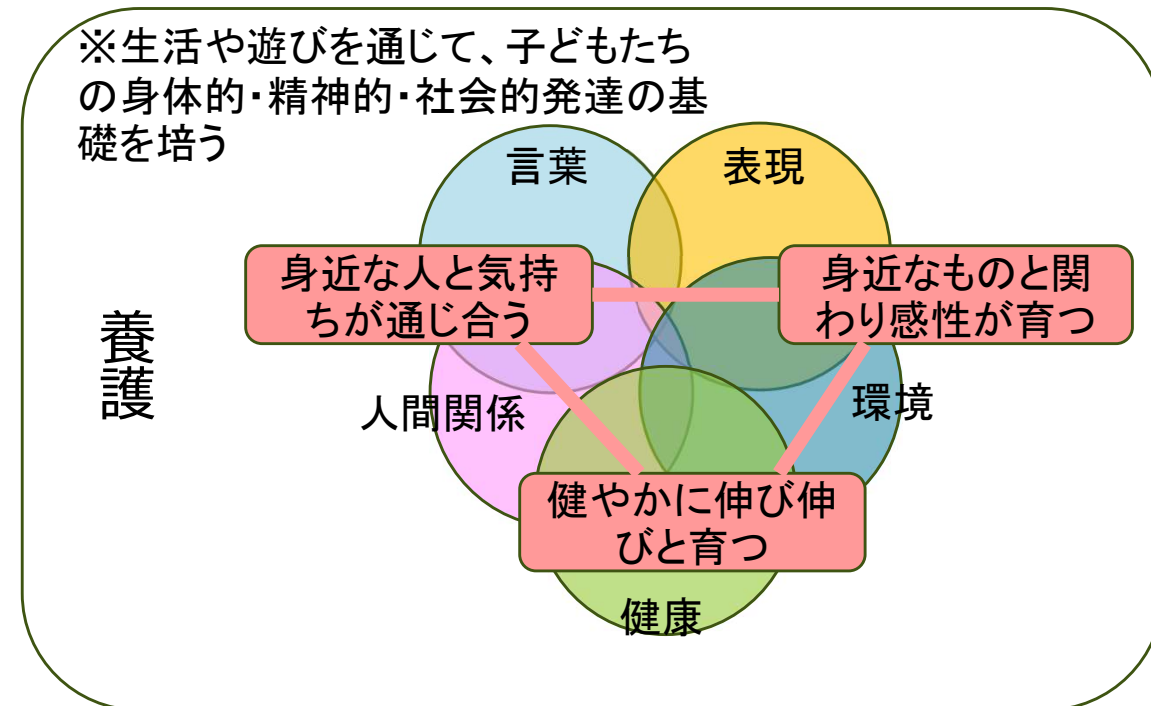
(1)基本的事項

ア 乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるといった特徴がある。これらの発達的な特徴を踏まえて、乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。



乳児保育(3歳未満の原理)

イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、乳児保育の「ねらい」及び「内容」については、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」としてまとめ、示している。



厚生労働省「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」(2016年12月21日)より

乳児保育(3歳未満の原理)

ウ 本項の各視点において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。



乳児保育のねらい

ア 健やかに伸び伸びと育つ	イ 身近な人と気持ちを通じ合う	ウ 身近なものと関わり感性が育つ
健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基礎を培う	受容的、応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人とかかわる力の基礎を培う。	身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基礎を培う。
(ア)ねらい ①身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。 ②伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする。 ③食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。	(ア)ねらい ①安心できる関係の中で、身近な人と共に過ごす喜びを感じる。 ②体の動きや表情、発声等により、保育士等と気持ちを通わせようとする。 ③身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。	(ア)ねらい ①身の回りのものに親しみ、様々なものに興味や関心をもつ。 ②見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとする。 ③身体の諸感覚による認識が豊かになり、表情や手足、体の動き等で表現する。

乳児保育(3歳未満の原理)

保育所保育指針 第2章 保育の内容

2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(1)基本的事項

ア この時期においては、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへの基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育士等の援助の下で自分で行うようになる。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意志や欲求を言葉で表出できるようになる。このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに応答的にかかわることが必要である。

乳児保育(3歳未満の原理)

イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、保育の「ねらい」及び「内容」について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示している。

ウ 本項の各領域において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。



1歳以上3歳未満児の保育のねらい

ア 健康	イ 人間関係	ウ 環境	エ 言葉	オ 表現
健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。	他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかわる力を養う。	周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。
(ア)ねらい ①明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ ②自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。 ③健康、安全な生活に必要な習慣に気づき、自分でしてみようとする気持ちが育つ。	(ア)ねらい ①保育所での生活を楽しむ、身近な人と関わる心地よさを感じる。 ②周囲の子ども等への興味や関心が高まり、関わりをもとうとする。 ③保育所の生活の仕方に慣れ、きまりの大切さに気付く。	(ア)ねらい ①身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々なものに興味や関心をもつ。 ②様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。 ③見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにする。	(ア)ねらい ①言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。 ②人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。 ③絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。	(ア)ねらい ①身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。 ②感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。 ③生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。

保育の内容と方法、研修と評価

(1) 家庭的保育者による保育の内容と方法

- 家庭的保育は0歳児から3歳未満児という発達の著しい年齢の乳幼児を対象とする異年齢保育である
- 家庭的保育事業は定員5人まで、小規模保育事業や事業所内保育事業は6人から19人まで、保育する子どもの人数に幅がある
- 年度途中の入退所などが多く、メンバー構成が流動的
- 現状、認可保育所に比べて環境面での条件は不十分である

子どもの年齢や人数の組み合わせ、環境条件等を考慮しながら組み立てていくことが求められる。



保育の内容と方法、研修と評価

(2)家庭的保育者の研修と評価

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令 第61号)では「本事業者等は、自ら行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とされている。

家庭的保育者は、他の保育者や職員とのカンファレンスや勉強会もつ機会が限られているため、自己評価を継続的に実施するためには、管理者や自治体の担当課などとの定期的な面接や報告を通して自己評価を重ね、自己研鑽に努めることが望まれる。



保育の内容と方法、研修と評価

(2)家庭的保育者の研修と評価

「保育所保育指針」(平成29年告示)は、保育士等の自己評価について、「保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない」(保育所保育指針 第1章3 保育の計画及び評価(4)保育内容等の評価 ア 保育士等の自己評価)と記述している。

また、「全国保育士会倫理綱領」にも、「自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い保育の質の向上を図ります」とあることにも留意が必要である。



保育の内容と方法、研修と評価

(2)家庭的保育者の研修と評価

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)では「本事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。」としている。

第三者評価の内容として、家庭的保育者の保育の評価は重要な位置を占める。

管理者や自治体担当課などとの定期的な面接や報告を通して自己評価を重ねることは、第三者評価に有効に結びつく。



保育の現状と課題

わが国の深刻な社会問題である少子化は著しく進行し、家庭や地域におけるコミュニケーションを通しての社会性の発達にも影響を与えている。

少子化の原因は

- 晩婚化の進行
- 生涯未婚率の上昇
- 夫婦の平均出生児数と平均理想子ども数との開き

があげられる。

その背景として

- 育児の負担感
 - 仕事との両立の負担感
 - 経済的負担
 - 個人の結婚観・価値観の変化
- などがある



保育の現状と課題

児童福祉法第39条に「保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設」とある。

子どもの数が減るなかにあたって保育所に子どもを入所させたいと考える保護者が拡大している。

女性の社会進出、経済情勢などを背景に共働き家庭が増えるなど、仕事と子育ての両立のために保育所を利用したいという保護者層が増えているからである。

ますます保育所の役割や機能が重要になってきている。



保育の現状と課題

(1) 保育の現状と課題

保育所の機能や業務量が拡大していく中で、保育者の疲労や疲弊感が蓄積していることが考えられる。

乳児の成長・発達をゆっくりと見守り、じっくりと向き合い、保育に専念できるよう十分な職員配置と処遇の改善が望まれる。



保育の現状と課題

保育所利用者の増大に加え、さまざまな保育ニーズに対応できる利用しやすい保育所が求められている。

- 延長保育へのニーズ
- 低年齢児への保育ニーズ
- 保護者支援へのニーズ

わが国ではのようなニーズに対して量的充実が図られている。
しかし、ますます親世代の労働環境は厳しくなり、保育ニーズは高まるばかりである。
保育ニーズへの対応と併行して、ワークライフバランスの取り組みの充実が求められる。



保育の現状と課題

(2)家庭的保育者による保育の現状と課題

保育者の居宅などで行われる保育は「見えないところで行われる保育」として、その密室性を懸念する声が聞かれる。それらが家庭的保育の普及や促進を妨げることも考えられるため、「開かれた保育」を心がける必要がある。

開かれた保育とは、子どもの安全性、プライバシーの尊重を担保しつつ、どのような保育が行われているかを情報提供、情報開示していくことが求められる。

家庭的保育をよく知らない人は想像を膨らませ、実態と異なることもあるため、地域資源の活用と交流を深め、家庭的保育事業者としての「あなたの存在」を知ってもらうことが開かれた保育への一つの方法となる。



保育の現状と課題

(2)家庭的保育者による保育の現状と課題

家庭的保育補助者は家庭的保育にとってなくてはならない存在である。基準では子どもが3人までの場合は、家庭的保育者一人での保育が可能となっているが、午前中の外遊びや昼食時など、子どもから目が離せないとき、子どもに背を向けることが多くなる時間帯には、複数で保育することが必要である。

子どもが4人、5人の場合には必ず、家庭的保育補助者が必要であるが、子どもが3人以下の場合も複数保育を義務づける市町村も増えてきており、安全性の確保、保育内容の充実、保育者の心身の疲労の軽減のためには、家庭的保育補助者とともに行う保育が標準となってきている。公定価格にも家庭的保育補助者雇用費は子ども3人以下の場合も設定されている。



保育の現状と課題

(2)家庭的保育者による保育の現状と課題

家庭的保育の保育室だけを保育室ととらえて保育を行うのではなく、地域にある社会資源を活用する保育を心がけたい。

直接子どもと触れ合うことはないかもしれないが、子どもの保育に活用できるリサイクル品を提供してくれる人や、手作りおもちゃを作ってくれる人、芋掘り体験ができる畑を貸してくれる人など人々とのつながりを大切にして保育に取り込むことも必要である。

連携施設をはじめとする地域の保育資源とは、情報交換や情報の共有を通じて、保護者支援や地域の子育て支援に資することが可能となる。

地域にはどのような保育資源があり、一時的な利用が可能であるかなどを家庭的保育者が知っていることにより、保護者にも情報提供をすることができる。



参考文献

- 森上史朗・小林紀子・若月芳浩『最新保育講座1 第3版 保育原理』ミネルヴァ書房、2015
- 大豆生田啓友・渡辺英則・森上史朗『最新保育講座6 保育方法・指導法』ミネルヴァ書房、2015
- 中島常安・清水玲子編著『事例からみえる子どもの育ちと保育～保育・教職実践演習のために～』同文書院、2015
- 公益社団法人 全国保育サービス協会 監修『家庭訪問保育の理論と実際』中央法規、2020

ご清聴
ありがとうございました

